

防犯に配慮した
戸建住宅に係る(設計)指針・
ガイドブック

平成 20 年 6 月

大阪府建築物安全安心推進会議

監修 瀬戸 章子

(奈良女子大学生生活環境部住環境学科 教授)

目 次

指針・解説

1 総則

1-1 目的	3
1-2 適用範囲等	4

2 設計の考え方

2-1 設計の基本原則	5
2-2 防犯に配慮した計画・設計の進め方	7

3 配慮すべき事項

3-1 玄関・勝手口	9
3-2 窓	14
3-3 バルコニー	17
3-4 車庫、自転車・オートバイ置場	19
3-5 外回り	20

防犯チェックシート	25
-----------	----

入居後にできる防犯対策取り組み事例

1 比較的簡単に設置可能な防犯機器の例	33
2 ホームセキュリティー	36

資料

1 防犯建物部品等（CP 部品）とは	41
2 住宅性能表示制度による防犯性能評価	43
3 侵入盗に関連する大阪府内の犯罪統計	45

指針・解説

1 総則

1-1 目的

この指針は、防犯に配慮した戸建住宅の新築（建替えを含む。以下同じ。）既存の戸建住宅の改修の企画・計画・設計を行う際の具体的な手法等を示すことにより、防犯性の高い良質な住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

1-2 適用範囲等

- (1) この指針は、新築される戸建住宅及び改修される既存の戸建住宅を対象とする。
- (2) この指針は、防犯性の向上に係る企画・計画上の配慮事項等を具体化するに当たって参考となる手法等を示すものであり、事業者、所有者又は管理者等に対し、規制を課すものではなく、あくまでも自発的な対策を促すものである。
- (3) この指針は、具体的な手法等を一般的に示すものである。
- (4) 指針の適用に当たっては、避難計画等との関係に配慮するとともに、建築関係法令等の遵守、建築計画上の制約、居住者の要望等を踏まえ、本指針に示す項目の適用について検討する必要がある、対応が極めて困難な項目については除外する。
- (5) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ必要に応じて見直すものとする。

解説

1-1 目的

防犯性は、住宅の安全性を確保する上で重要な要素である。特に最近では、犯罪の増加や居住者の防犯への関心の高まり等から、その重要性が高まっている。

住宅の防犯性の向上にあつては、当該住宅の居住者及び周辺住民による防犯活動の取組み、警察との連携等の方策（ソフト的手法）とともに、建築物単体の防犯性の確保（ハード的手法）が重要である。本指針は、企画・計画・設計を行う際の様々な手法を指針として示すことにより、建築物単体の防犯性能の確保し、防犯性の高い良質な住宅ストックの形成を図ることを目的とする。

企画・計画・設計の定義

この指針において示される企画・計画・設計はそれぞれ次のとおりである。

「企画」とは、住宅の新築又は改修を発意し、新築又は改修の対象・規模、必要とする性能の要求水準等の目標等を設定する作業をいう。

「計画」とは、「企画」において設定された目標を達成するために、敷地や建物等に係る調査、敷地内の配置計画、その他設計の方針・条件等を検討する作業をいう。

「設計」とは、「計画」において検討された方針・条件等により、具体的な構造、手法、部材・部品等の仕様、形状、寸法等を確定する作業をいう。

適用範囲等

1-2 適用範囲等

(1) 対象とする住宅

この指針は、新築される戸建住宅及び改修される既存の戸建住宅全てを対象としている。

(2) 指針の効力

この指針は、事業者、所有者又は管理者等の自発的な対策を促すため、参考となる手法等を示したものであり、基準として何らかの義務を負わせ、規制と同様の効力を求めるものではない。

(3) 指針の適用の必要がない場合等

この指針は、防犯性の向上に係る企画・計画上の配慮事項等を具体化するに当たって参考となる手法等を示したものであり、例えば、介護者が常駐する高齢者向け住宅等において、安否確認、緊急時対応等が必要な場合など、個別の配慮を必要とする場合等は、この指針に従う必要はない。

(4) 指針の適用にあたっての注意事項

指針の適用にあたっては、非常時に避難等の妨げにならないか、見通しの確保によりプライバシーの侵害にならないか、防犯性と他の機能とのバランスを見極め、総合的に高い性能を確保するよう、配慮しなければならない。

また、改修については、建築基準法や関係法令の遵守、居住者の要望等と合わせて、建築計画上、構造上の制約、現行法令への適合等、特に留意する必要がある。

2 設計の考え方

2-1 設計の基本原則

住宅の周辺地域の状況、時間帯による状況の変化等に応じて、次に掲げる基本原則を踏まえ、住宅の防犯性の向上のあり方を検討し、企画・計画・設計を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しを確保する（監視性の確保）

敷地内の屋外付帯設備及び門、塀、柵又は垣等は、道路又は周囲の居室の窓等からの見通しが確保されるように各部位の配置計画、設計等を工夫したものとす。

(2) 適切な維持管理とコミュニティ形成の促進を図る（領域性の強化）

住宅の敷地の境界を物理的に明示するだけでなく、建物の形態や意匠、花や植木による演出等により、適切な維持管理及びコミュニティ形成が促進されるよう留意したものとす。

(3) 犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる（接近の制御）

住宅の玄関扉、窓、バルコニー等は、犯罪企図者が接近しにくいように、各部位の配置計画、設計等を工夫したものとす。

(4) 部材、設備等を破壊されにくいものとする（被害対象の強化・侵入の回避）

住宅の玄関扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊が行われにくい構造等とするとともに、必要に応じて補助錠及び面格子の設置等の措置を講じたものとす。

2-2 防犯に配慮した計画・設計の進め方

戸建住宅の新築、改築、増築等に当たっては、敷地条件や周辺状況等を把握し、設計の基本原則（2-1に掲げるものとする。以下同じ。）を踏まえた上で、敷地内の配置計画や各部位の設計等を検討する。

また、防犯性の向上に当たっては、居住性等の住宅に必要な他の性能とのバランスを総合的に判断した上で設計を行う。

解説

2-1 設計の基本原則

(1) 周囲からの見通しを確保する（監視性の確保）

犯罪企図者が侵入行為を第三者に目撃されること又は目撃されているかもしれないと感じさせることは、住宅の防犯性を向上する上で重要である。

敷地内の屋外各部及び門、塀、柵又は垣等は、道路又は周囲の居室の窓等か

設計の基本原則

らの見通しが確保されるように各部位の配置計画、設計等を工夫する。特に、道路に面した塀、柵又は垣等については、道路からの見通しの確保が重要であるので、留意する必要がある。

(2) 適切な維持管理とコミュニティ形成の促進を図る（領域性の強化）。

犯罪企図者が、犯行を諦めた理由として、「近所の人に声を掛けられたり、ジロジロ見られた」ことが最も多かった。このことは、周囲からの見通し（監視性の確保）だけでなく、近隣の良好なコミュニティ形成（領域性の強化）も防犯上重要であることを示している。また、よく管理された環境では、犯罪がおこりにくいといわれている。居住者等が敷地内及び周囲におけるごみや落書き等を放置せず、適切な維持管理状態を保つことは、防犯上有効である。

住宅の敷地の境界を物理的に明示するだけでなく、建物の形態や意匠、花や植木等による演出等により、コミュニティ形成及び適切な維持管理が促進されるよう留意する必要がある。

(3) 犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる（接近の制御）。

犯罪企図者に、道路等から侵入口となる開口部に接近されにくくすることや、接近しにくいと感じさせることは、住宅の防犯性を向上する上で重要である。

住宅の玄関扉、窓、バルコニー等は、犯罪企図者が接近しにくいように、各部位の配置計画、設計等を工夫する。特に、屋外付帯設備、塀、柵又は垣等が居室の窓やバルコニーへの侵入の足場とならないよう位置関係に留意する必要がある。

(4) 部材、設備等を破壊されにくいものとする（被害対象の強化・侵入の回避）。

犯罪企図者に、侵入行為に時間がかかる、あるいは、時間がかかるかもしれないと感じさせることは、住宅の防犯性の向上に重要である。

住宅の玄関扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造等とするとともに、必要に応じて補助錠及び面格子の設置等の措置を講じる。特に、窓ガラスのこじ破り（窓ガラスを破り、手や用具を入れてクレセントを開ける方法）対策、玄関扉の錠破り、サムターン回し（P11 参照）対策等について留意する必要がある。

2-2 防犯に配慮した計画・設計の進め方

計画・設計条件の検討を行う事業企画・計画の段階から防犯の視点を位置づけ、敷地条件や周辺地域の状況等を把握する。

ア) 敷地条件の把握

前面道路の状況（交通量や防犯灯の位置等）、隣地との境界（塀、柵、垣の状況等）、隣接敷地の状況（居室の窓の位置、樹木の位置等）等について把握する。

イ) 周辺状況の把握

犯罪の視点を重視し、周辺地域における土地利用、住宅の集積状況や規模、住宅地としての成熟の度合い、生活動線、夜間照明の状況等を把握する。必要に応じて、府・市町村や警察等の協力を得て、周辺地域における犯罪発生状況や犯罪特性、動向等を把握する。ただし、これらの場合には、被害者のプライバシーに十分配慮する必要がある。

以上について調査した後、設計の基本原則を踏まえた上で、住宅における防犯性の向上の基本方針を検討する。

この際、災害や事故等に対する安全性、居住性、耐久性、長寿社会対応性等住宅に必要な他の性能とのバランス、費用対効果等を総合的に判断した上で設計を行う。また、周囲の道路等に対して自然な視線が確保されるよう、居室の窓の位置や見通しが確保された柵の設置等に配慮し、周辺地域の防犯性の向上についても十分に留意して設計を行うこと。

設計の基本原則

戸建住宅における防犯設計のポイント

玄関は、道路等から見通しが確保された位置に配置したものとす。道路等からの見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により、玄関付近への侵入防止に有効な措置を講じたものとす。

住宅の玄関扉は、防犯建物部品等の扉（枠を含む。）を設置したものとす。

住宅の玄関扉の錠は、防犯建物部品等の錠を設置したものとす。

住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置したものとす。

住宅内には、玄関又は門扉の外側との間で通話可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

玄関、門等には、照明設備を設置することが望ましい。

接地階やバルコニーに面する窓など、侵入が容易な位置にある窓（侵入のおそれのない小窓を除く。）は、道路等からの見通しを確保することが望ましい。道路等からの見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により、当該窓付近への侵入防止に有効な措置を講じたものとす。

窓（侵入のおそれのない小窓を除く。）は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）面格子、その他の建具を設置したものとす。

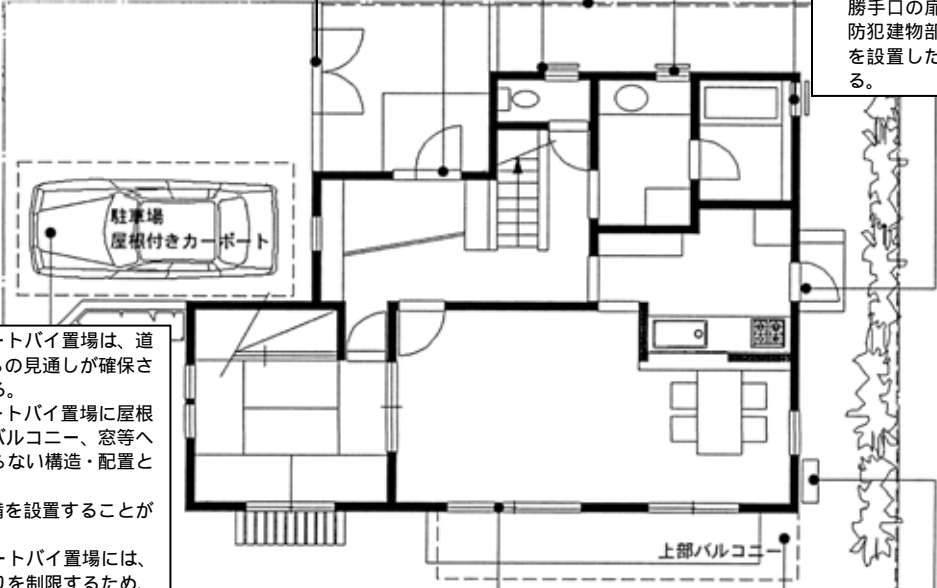
塀、柵又は垣等は、領域性を明示するよう配置することが望ましい。

塀、柵又は垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及び住宅の窓等への侵入の足場とならないものとす。

勝手口は、道路等から見通しが確保された位置に配置する。

勝手口の扉は、防犯建物部品等の扉（枠を含む。）を設置したものとす。

勝手口の扉の錠は、防犯建物部品等の錠を設置したものとす。



車庫、自転車・オートバイ置場は、道路、居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

車庫、自転車・オートバイ置場に屋根を設ける場合は、バルコニー、窓等への侵入の足場とならない構造・配置とする。

車庫には、照明設備を設置することが望ましい。

車庫、自転車・オートバイ置場には、居住者以外の出入りを制限するため、施錠可能な門扉・シャッター等を設置することが望ましい。

接地階やバルコニーに面する窓など、侵入が容易な位置にある窓（侵入のおそれのない小窓を除く。）は、道路等からの見通しを確保することが望ましい。道路等からの見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により、当該窓付近への侵入防止に有効な措置を講じたものとす。

窓（侵入のおそれのない小窓を除く。）は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）面格子、その他の建具を設置したものとす。

バルコニーは、塀、車庫、物置の屋根、縦樋、庭木等を利用した侵入が困難な位置に配置するものとする。やむを得ずバルコニーがこれらに接近する場合には、面格子の設置等のバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとす。

バルコニーの支柱は、よじ登り等による侵入が容易でない構造とするか、面格子の設置等によりバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

バルコニーの手すり、腰壁等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しが確保される構造のものとする。

配管、雨樋、エアコン室外機等の屋外に設置する機器等は、上階への足場とならないよう配慮するものとする。

植栽を行う場合は、玄関、窓、勝手口等が死角とならないよう適切に配置し、適切に剪定等を行い、道路等周囲からの見通しを阻害しないように配置するものとする。

高木を植栽する場合は、バルコニー、窓等への侵入の足場とならない配置とする。

庭の照明は、植栽などにより死角ができないよう配慮することが望ましい。

物置は、犯罪企図者が身を隠さないように、道路等から見通しが確保された位置に設置するものとする。

物置等の屋外付帯施設は、住居への侵入の足場とならないように配置するものとする。

物置は、物置内の脚立などが住居への侵入の際に利用されないよう、施錠することが望ましい。

3 配慮すべき事項

3-1 玄関・勝手口

(1) 配置

玄関、勝手口は、道路等から見通しが確保された位置に配置したものと
する。道路等からの見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により、
玄関付近への侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

(2) 扉

住宅の玄関扉、勝手口の扉は、防犯建物部品等 の扉（枠を含む。）を
設置したものとす。

(3) 錠

住宅の玄関扉の錠は、防犯建物部品等の錠を設置したものとす。

(4) ドアスコープ等

住宅の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を
設置したものとするとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設
置したものとす。

(5) インターホン

住宅内には、玄関又は門扉の外側との間で通話が可能な機能等を有す
るインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。

(6) 照明

玄関、門等には、照明設備を設置することが望ましい。

「防犯建物部品等」とは、

「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表して
いる「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の
侵入器具を用いた侵入行為に対して、騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法
に対しては5分以上、騒音を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回
数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する性能を有することが
公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

解説

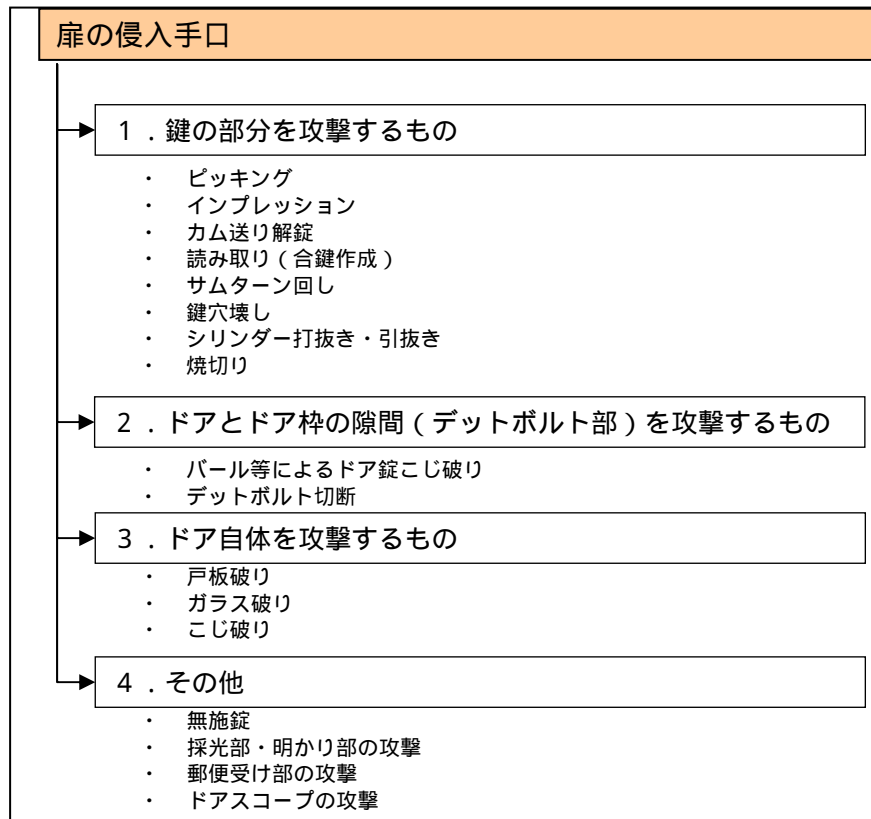
3-1 玄関・勝手口

(1) 配置

玄関、勝手口は、道路等から見通しが確保された位置に配置する。敷地の形状
や建築物の構造等により、見通しの確保が困難な場合は、門又は門から玄関に至
る通路等に門扉を設置するなど、玄関への侵入防止に有効な措置を講じたものと
する。門扉を設置するほかに、玄関付近にセンサーライトやセンサーと連動した
防犯カメラなどを設置する方法、門から玄関に至る通路に玉砂利等を敷き、音に
より知らせる方法も考えられる。

(2) 扉

出入口を侵入経路とする侵入盗は、空き巣約46%、忍込み約42%、居空き約63%と半分近くを占めている（大阪府警調べ）。玄関扉や勝手口扉の侵入手口には主に以下の分類がある。これらのほとんどは、特定の部位を攻撃するものであるため、その部位を強化することは、侵入の防止に大きく貢献することと言える。



ドアとドア枠の隙間（デッドボルト部）に攻撃するものや、ドア自体に攻撃する手口による侵入を抑制するため、玄関扉や勝手口扉そのものの抵抗性能を備える必要があるため、扉（枠も含む。）に防犯建物部品等を設置する。

やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、扉（枠を含む。）は、その材質をスチール製等の破壊が困難なものとし、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造のもの又はガードプレート等を設置したものとする。

（玄関扉等の明かり取り部、郵便受け）

玄関扉等に明かり取り部を設ける場合は、そこを破られ、手や用具を差し込んでサムターン回しなどがされにくくように、明かり取り部は、できる限り小さくしサムターンから離れた位置に設置するか、防犯ガラスを採用することが望ましい。また、郵便受けについても手が差し込めない大きさか、サムターンから離れた場所に設けることが望ましい。（防犯建物部品等の扉は、これらの対策がとられている。）

（引き戸の措置）

玄関扉等を引き戸とする場合には、ねじ締めり破り（用具を用いてねじ締めりを戻して開錠する方法）を防止するため、引き戸の隙間を覆う部材を採用する。

また、引き戸にガラスを採用する場合には、ガラス部に細目の格子を設けるとともに、ガラスは、サンターン等から離れた位置に設置するか防犯ガラスを採用するなど、サムターン回しに必要な対策を講じたものとするのが望ましい。（防犯建物部品等の扉は、これらの対策がとられている。）

ドアの内側にある開錠のために指でつまんで回転させる部分

防犯建物部品等のうち、「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されているものを設置する場合は、同じ目録に掲載されている錠が設置されることとなるので、次の「(3)錠の基準」も満たすこととなる。

(3) 錠

錠の部分攻撃するものの代表的な手口には、概ね以下のものがある。

・ ピッキング

カギを差し込むシリンダーのカギ穴に特殊な工具を差し込み、カギなしで錠をあける手口（防犯性能の低いシリンダーが集中的に狙われ、10秒以内で解錠されることもある。）



(出典)(社)日本防犯設備協会HP

・ インプレッション

ブランクキー（刻みのない合鍵をつくるための鍵ものと）を鍵穴に差し込み、特殊な方法で合鍵を作る手口



(出典)(社)日本防犯設備協会HP

・ カム送り解錠

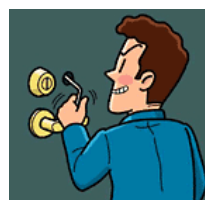
特殊な道具を用いて、錠シリンダーを迂回し、直接錠ケース内部に働きかけてデッドボルトを作動させ解錠する手口

・ 読み取り（合鍵作成）

タンブラー（鍵の中でキーの凹凸に合わせて動く錠の心臓部）を特殊な道具で読み取り、合鍵を作る手口

・ サムターン回し

ドアスコープや郵便受けの穴、またはドアのシリンダー付近に穴をあけて工具を差し込み、サムターンを直接回して解錠する手口



(出典)(社)日本防犯設備協会HP

玄関・勝手口

- ・ 鍵穴壊し
鍵穴をドリルなどで破壊して開錠する手口
- ・ シリンダーの打抜き、引抜き
特殊な工具で鍵穴を強引に打ち抜いたり、引き抜いたりする手口
- ・ 焼切り
ガスバーナーなどで焼いて破壊する手口

防犯建物部品等は、防犯性能試験により、これらの手口に対応し一定の防犯性能を有していることから、扉に設ける主錠は、防犯建物部品等とする。

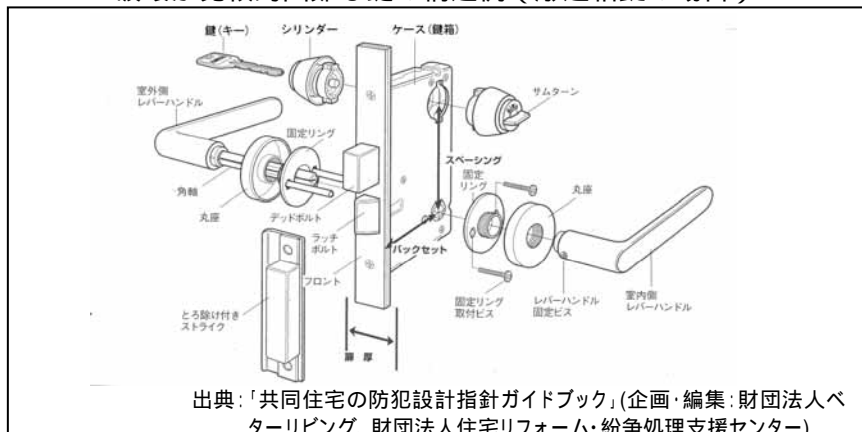
やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、ピッキングが困難な構造のシリンダーを有するもので、面付箱錠、彫込箱錠等破壊が困難な構造（P33参照）とする。また、主錠の他に、補助錠を設置することが望ましい。（防犯建物部品等の錠は、これらの対策がとられている。）

なお、「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されている扉には、主錠として目録に掲載されている錠が設置されていることから、「(2)扉」の基準及び「(3)錠」の基準を共に満たすことになる。

ピッキングに強いシリンダーの例

名称	鍵の形状	鍵穴の形状	備考
ディンプルシリンダー			多数のピンタンブラーを多角度に配したもの。ピッキングに強い。鍵の面にたくさんのくぼみがあるのが特徴
ロータリーディスクシリンダー			回転式のディスクシリンダーを採用したものでピッキングに時間がかかる。鍵穴が横向きでW型をしているのが特徴
マグネチックシリンダー			磁石が組み込まれ、磁石の反発で作動するもので、鍵に刻みはないが、ピッキング用具による開錠は難しい。

破壊が比較的困難な鍵の構造例（彫込箱錠の場合）



(4) ドアスコープ等

ドアスコープとは、室内から外部の来訪者を確認する防犯用広角レンズのことで、これを玄関扉に設置することにより、扉を開けずに来訪者を確認できる。ドアスコープは、のぞき見防止機能付のものやカバーの取り付けなど外からの覗き見を防止する措置を講じることが望ましい。また、ドアスコープ内側に小型カメラを取り付け、テレビモニターで外が確認できるものもある。

また、ドアチェーンとは、ドアを全開させないための鎖状のもの、又はそれと同等の金物のことである。双方とも破壊困難なものを設置することが望ましい。



(5) インターホン

住宅内に、玄関又は門扉の外側との間で通話が可能な機能を有するインターホン又はドアホンを設置することが望ましい。特に TV 付モニターを有するものなどは、来訪者を画像で確認できるので、販売員や宅配業者を装った強盗防止に有効である。

(6) 照明

夜間における住宅への侵入を防止するため、玄関、門等に、屋外照明設備を設置することが望ましい。玄関、門等の屋外照明は、周囲の道路の照明を確保する上でも必要であり、夜間の一定時間、常時点灯させることが望ましい。

3-2 窓

(1) 窓の位置

接地階やバルコニーに面する窓など、侵入が容易な位置にある窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ）は、道路等からの見通しを確保することが望ましい。道路等からの見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により、当該窓付近への侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

(2) 窓の構造

窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）面格子、その他の建具を設置したものである。

侵入のおそれのない小窓とは、

侵入の可能性の少ない小窓をいい、具体的には、次の a から c までのいずれの図形もサッシの内法を通過しない小窓をいう。

このような窓は、防犯建物部品等の設置をする必要はないが、小柄な人は、通る可能性もあるので、内側に格子を入れるなどさらに確実な侵入防止措置を行うことが望ましい。

a 長辺が 400 mm、短辺が 250 mm の長方形

b 長径 400 mm、短径 300 mm の楕円

c 直径が 350 mm の円

解説

3-2 窓

(1) 窓の位置

戸建住宅の窓は、道路等からの見通しを確保することが望ましい。

敷地の形状や建物の構造等により、道路等からの見通しが確保されない場合は、門や窓に至る通路などに門扉、柵などを設置して、窓付近への侵入防止に有効な措置を講じることが望ましい。また、窓付近にセンサーライトなどを設置する方法も防犯対策に有効である。

(2) 窓の構造

窓は、防犯建物部品等のサッシ及びガラス、面格子その他の建具を設置する。

ただし、開閉できない構造の窓（はめ殺し窓）については、防犯建物部品等のサッシを使用しなくても、防犯建物部品等のガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）を使用すれば足りることとする。

また、「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されている引き形式のサッシは、防犯建物部品等のガラスを使用しているので、本基準を満たすこととなる。

その他の建具とは、窓シャッターや雨戸をさす。したがって、防犯建物部品等の窓シャッターや雨戸を設置すれば、本基準を満足することとなるが、窓シャッターや雨戸は、締めないと防犯効果がないので、短時間の外出時でも、できる限り締めることが必要である。

やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、サッシへの錠付きクレセント、補助錠の設置等住宅内への侵入防止に有効な措置を講ずるものとする。



出典：「住まいの防犯点検・防犯改修」財団法人都市防犯研究センター

注意！

ガラスルーバー窓の防犯対策

ガラスルーバー窓は、何枚ものガラスの板がガラリのように重なり合ったガラス窓の一種であるが、細いガラスが爪で止められているので、ガラスをはずしたり、割ることが比較的容易である。ガラスルーバー窓には、防犯対策としてガラスをはずされても人が通れないよう内側に格子などを入れることが望ましい。



室内面格子の例

出典：住まいの防犯点検・防犯改修
(財団法人都市防犯研究センター)

注1：ウィンドウフィルムは、ガラス窓のガラスの内側に貼ることによりガラスの耐衝撃性を向上させるフィルムのこと。なお、目録に掲載されているウィンドウフィルムは、サッシへの呑み込み部分を含めたガラス全面に貼付けされた条件で試験に合格しているものと、サッシへの呑み込み部分を除くガラスの見え掛かり部分だけに貼付されて試験に合格したものの両方があるため、注意が必要である。

注2：ウィンドウフィルムを使用する場合は、確実な施工が行われていることも重要である。試験に合格した際に使用された接着剤を使って施工されていることは勿論であるが、施工時に十分な水抜き、圧着、乾燥が行われていない場合や、施工後にしわや盛り上がり、気泡の残留が認められる場合、打ち破り等の攻撃を受けた際にガラスからフィルムが剥離し、所定の性能を発揮しない恐れがある。

ウィンドウフィルムの例




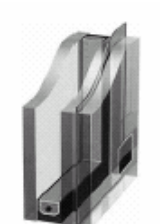



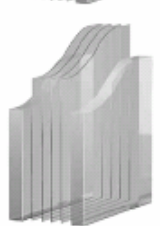

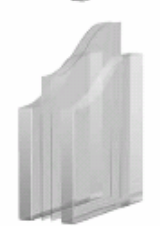

注意！

網入りガラスは、防犯にも有効？

網入りガラスは、防火を目的として開発されたガラスで、加熱されることによりガラスが割れても破片が脱落しないので火災の貫通を防止できる。

しかし、強度的には、フロート板ガラス(普通のガラス)と同様で、防犯効果は期待できない。

(参考) ガラスの種類と防犯効果

	<p>✕ …複層ガラス</p> <p>2枚の板ガラスの間に乾燥空気を密封した省エネ断熱ガラス。フロートガラス・網入りガラスと比較すると、ガラス破りに若干手間がかかりますが、防犯性は期待できません。</p>		<p>○ 防犯複層ガラス</p>
	<p>✕ …網入りガラス</p> <p>火災時に熱で割れても破片が脱落せず、延焼を防ぐガラス。頑丈そうに見えますが破壊行為には弱く、防犯性は期待できません。</p>		<p>○ 防犯ガラス (特殊フィルム90ミルのガラス)</p>
	<p>✕ …強化ガラス</p> <p>フロートガラスの3～5倍の強度を持ったガラスですが、先端のとがったもので衝撃を与えると簡単に破壊されます。</p>		<p>○ 防犯ガラス (特殊フィルム60ミルのガラス)</p>
	<p>✕ …フロートガラス</p> <p>もっとも一般的な透明板ガラス。防犯性は期待できません。</p>		<p>○ 防犯ガラス (特殊フィルム30ミルのガラス)</p>
	<p>△ …合わせガラス</p> <p>2枚の板ガラスの間に樹脂製の中間膜を挟み、加熱・圧着した安全ガラス。割れても中間膜の効力で破片がほとんど飛散しないため、衝突事故や災害時の安全性確保に効果がありますが、防犯性能は十分期待することはできません。</p>		

低い

防犯性能

高い



出典：「防犯環境設計ハンドブック(住宅編)」財団法人都市防犯研究センター

3-3 バルコニー

(1) 配置

バルコニーは、塀、車庫、物置の屋根、縦樋、庭木等を利用した侵入が困難な位置に配置するものとする。やむを得ずバルコニーがこれらに接近する場合には、面格子の設置等のバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

(2) 構造

バルコニーの支柱は、よじ登り等による侵入が容易でない構造とするか、面格子の設置等によりバルコニーへの侵入防止に有効な措置を講じたものとするのが望ましい。

バルコニーの手すり、腰壁等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等からの見通しが確保される構造のものとするのが望ましい。

解説

3-3 バルコニー

(1) 配置

バルコニーは、塀、車庫、物置の屋根、縦樋、庭木、窓の庇、外壁の給排水管、など、足場となるものとの位置関係に十分配慮し、外部からの侵入が困難な位置に配置する。

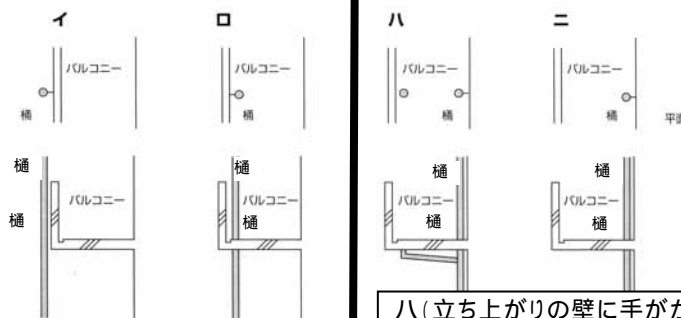
また、敷地外の電柱、街灯、隣家の車庫や自転車置場、道路に置かれた車や自転車なども足場となるので、敷地外にも注意が必要である。

やむを得ず、車庫、物置の屋根、縦樋、庭木等が接近する場合には、バルコニーの手摺りを高くしたり、腰壁の上に面格子を設置するなどの侵入防止に有効な措置を講じたものとする。

また、バルコニーの手すりなどに警報器付きセンサーやセンサーライトなどを設置する方法も侵入防止対策として有効である。

バルコニーと縦樋の関係(例示)

縦樋の伝い上がりによるバルコニーへの侵入は、イが最も容易であり、ロ、ハ、ニの順に困難になる。ロ、ハにおいては、立ち上がりの壁に手がかりがあると、侵入される可能性が高くなる。



ハ(立ち上がりの壁に手がかりがない場合に限る。)及びニを、侵入が困難な配置とみなす。

出典:「共同住宅の防犯設計指針ガイドブック」(企画・編集:財団法人ベターリビング、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

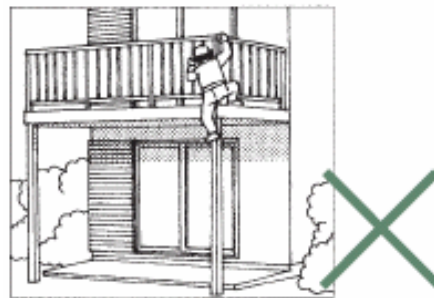
バルコニー

(2) 構造

バルコニーの支柱も、(1)の配置に示された縦樋と同様に侵入経路となりえるので、よじ登り等による侵入が容易でない構造とすることが望ましい。

やむを得ない場合は、バルコニーの手摺りを高くしたり、腰壁の上に面格子を設置するなどの侵入防止に有効な措置を講じたものとするのが望ましい。バルコニーの手すりなどに警報器付きセンサーやセンサーライトなどを設置する方法も侵入防止対策として有効である。

また、バルコニーの手摺り・腰壁は、犯罪企図者が身を隠せないよう、見通しのよい構造とすることが望ましい。また、この際は、プライバシーや転落防止に配慮しなければならない。具体的には、スリットを入れた腰壁、縦棧の手摺りが挙げられる。



2-4 車庫、自転車・オートバイ置場

(1) 配置

車庫、自転車・オートバイ置場は、道路、居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、車庫、自転車・オートバイ置場に屋根を設ける場合は、バルコニー、窓等への侵入の足場とならない構造・配置とする。

(2) 照明

車庫には、照明設備を設置することが望ましい。

(3) 門扉、シャッター等

車庫、自転車・オートバイ置場には、居住者以外の出入りを制限するため、施錠可能な門扉・シャッター等を設置することが望ましい。

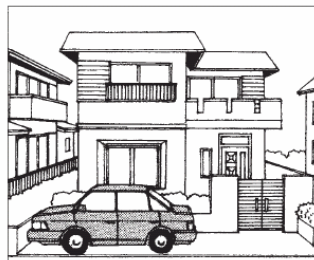
解説

2-4 車庫、自転車・オートバイ置場

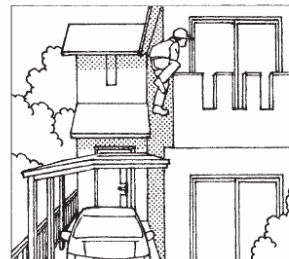
(1) 配置

車庫、自転車・オートバイ置場における車上荒らしや、車、自転車、オートバイの盗難など、当該場所における犯罪の発生を防止するため、また、車庫は、住居への侵入経路になりやすいことから、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。

周囲から見通しのきく位置に設置します



屋根が2階への足場にならないように注意します



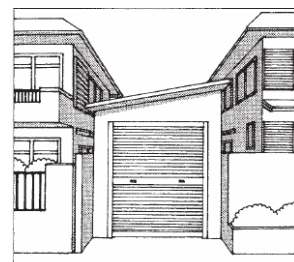
(2) 照明設備

車上荒らしや車の盗難は、夜間に発生することが多いことから、車庫においては、照明設備や不審者の威嚇に有効なセンサーライト等の設置が望ましい。

(3) 門扉、シャッター等

車庫、自転車・オートバイ置場には、居住者以外の出入りを制限し、また、車庫からの住居への侵入を防止するため、施錠可能な門扉・シャッター等を設置することが望ましい。

シャッターや門扉を設置します



2-5 外回り

(1) 庭

植栽を行う場合は、玄関、窓、勝手口等が死角とならないよう適切に配置し、適切に剪定等を行い、道路等周囲からの見通しを阻害しないように配置するものとする。

高木を植栽する場合は、バルコニー、窓等への侵入の足場とならない配置とする。

庭の照明は、植栽などにより死角ができないよう配慮することが望ましい。

(2) 物置等

物置は、犯罪企図者が身を隠せないように、道路等から見通しが確保された位置に設置するものとする。

物置等の屋外付帯施設は、住居への侵入の足場とならないように配置するものとする。

物置は、物置内の脚立などが住居への侵入の際に利用されないよう、施錠することが望ましい。

(3) 塀等

塀、柵又は垣等は、領域性を明示するよう配置することが望ましい。

塀、柵又は垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因及び住宅の窓等への侵入の足場とならないものとする。

(4) 配管、雨樋、屋外機器等

配管、雨樋、エアコン室外機等の屋外に設置する機器等は、上階への足場とならないよう配慮するものとする。

解説

2-5 外回り

(1) 庭

植栽等は、玄関、窓、勝手口等が死角とならないよう適切に配置し、高木を植栽する場合は、バルコニー、窓等への侵入の足場とならない配置とする。併せて、勝手口廻りに玉砂利を敷くなど、侵入者があった場合に音がするよう工夫も望ましい。

植栽については、建築時の配置も重要であるが、日々の管理も重要であり、玄関等が死角とならないよう、また、侵入足場とならないよう剪定等を適切に行う必要がある。

また、建物側から塀方向への照明の設置やセンサーライトの活用など、庭の照明を適切に配置し、植栽等による死角をなくすよう配慮することが望ましい。

(2) 物置

物置は、犯罪企図者が身を隠したり、侵入の足場とならないよう配置する。やむを得ず、物置などが、バルコニーや窓に近接する場合は、バルコニーの手摺りを高くしたり、腰壁の上に面格子を設置するなどの侵入防止に有効な措置を講じたものとするのが望ましい。

(3) 塀等

塀等の設置は、敷地内への侵入を抑制する効果（物理的效果のほか、領域性を明示することによる心理的效果）がある。一方で、位置、構造、高さなどによっては、侵入の足場となったり、玄関や窓等が死角となることがあるので、次の点に配慮した構造等とする。

縦格子や、スリットを入れるなど見通しよい構造とする。

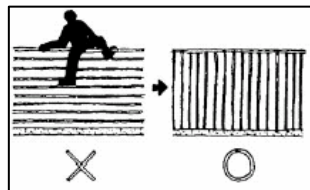
簡単に乗り越えられないものとする。

窓等への足場とならない位置、構造とする。

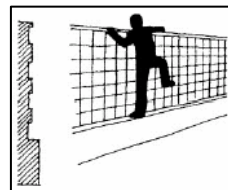
具体的には、縦格子の柵、柵と生垣との併用、棘のある低木による生垣などが挙げられる。



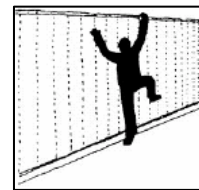
上方への足場とならないよう留意



足場をつくらぬ柵が望ましい



足がかりとなる形態としない



簡単に乗り越えられない高さにする

出典：「防犯環境設計ハンドブック（住宅編）」財団法人都市防犯研究センター

(参考)

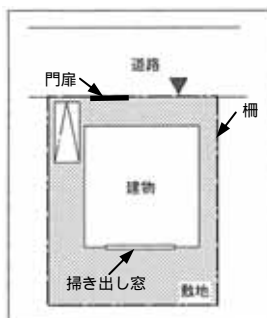
塀や柵のないオープンな外構

戸建住宅には、塀、柵等により敷地を閉鎖的な構成にするタイプと敷地（又は敷地の一部）を開放的な構成（オープンな外構）にするタイプがあります。

オープンな外構は、道路等からの見通しがよいということで防犯性に優れているといわれることもありますが、反面、監視の目がないうちは、簡単に敷地内に侵入されてしまいます。

道路に面した部分のタイプにより、犯罪企図者の接近の制御（接近を妨げる）の方法がそれぞれ異なりますので、注意しましょう。

道路に面した部分に塀、柵又は垣等を設置するタイプ

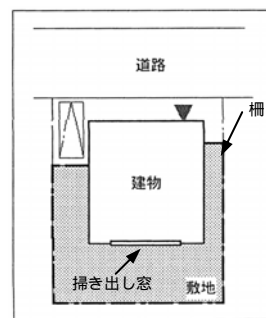


近接の制御方法

- ・門扉を設置し、玄関や駐車場等への接近を制御する
- ・インターホンは、門扉に設置する
- ・犯罪企図者が敷地内に侵入した場合は、掃き出し窓に接近しやすい

塀、柵又は垣等は周囲からの死角の原因とならない構造等とすること。

道路に面した部分に塀、柵又は垣等を設置しないタイプ



近接の制御方法

- ・門扉を設置せず、玄関や駐車場等への接近しやすい
- ・インターホンは、玄関扉に設置する
- ・敷地内の奥まった位置に塀、柵又は垣等を設置すれば、掃き出し窓には接近しにくい

(参考)「住宅の防犯性向上に関する調査報告書」(平成 15 年 6 月)(財)ベターリビング

(4) 配管、雨樋、屋外機器等

配管、雨樋、エアコン室外機等の屋外に設置する機器等は、上階への足場にならないよう配慮する。

また、敷地外の電柱、街灯、隣家の車庫や自転車置場、道路に置かれた車や自転車なども足場となるので、敷地外にも注意が必要である。

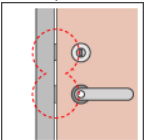
防犯チェックシート

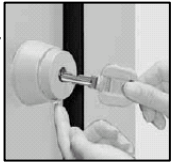
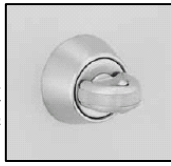
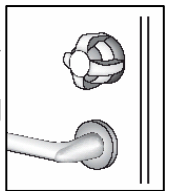
防犯チェックシート

防犯には、これで完璧ということはありません。この「防犯チェックシート」は、お住まいの戸建住宅の防犯性能を簡易に点検して自宅の防犯性を知っていただき、防犯上弱いところの強化などに役立てていただくためのものです。

ドア、サッシの防犯対策の中には、ホームセンターなどで購入し取り付ければ済む軽微なものもありますが、確実に防犯性を高めるためには、専門家に相談の上、防犯リフォーム工事として取り組むことが重要です。

1 玄関・勝手口

	チェック欄		点検箇所	項目	対策・解説
	適	否			
1				道路等からの見通しがよい	道路等からの見通しがよくない場合は、門扉の設置など玄関付近への侵入防止に有効な措置を講じましょう。
2			側 扉 外	鍵穴は、ノブ又は、レバーと別についている	ノブに鍵穴があるタイプ(円筒錠)は、室内用の錠です。壊れやすくノブごともぎとられたり、こじ開けられたりします。
3				玄関扉の鍵は、下の図のような形をしている 	左の図のような形の鍵は、防犯性能が高いといわれています。これ以外にも防犯性能の高い鍵がありますが、見た目ではわかりにくいので、専門家に確認しましょう。
4				ドアとドア枠のすき間からかんぬき(デッドボルト)が見えない 	デッドボルトを攻撃(切断等)する手口があります。
5				一つのドアに2つ以上の錠が付いている(ワンドア・ツーロック)	
6				郵便受けは、手が差し込めない大きさで、蓋がついている。(又は、扉と別のところ)	郵便受けから、手や用具を差し込んでサムターンがまわす手口があります。
7				インターホン(ドアホン)がついている	
8				ドアスコープ、ドアチェーン(ドアガード)がついている	ドアスコープは、覗き見防止機能付やカバーを付けるなどして、外からの覗き見にされないよう注意しましょう。

	チェック欄		点検箇所	項目	対策・解説
	適	否			
9			扉内側)	着脱式サムターン、スイッチ付サムターン、サムターンカバーなど防犯性を向上させたサムターンがついている	<p>着脱式サムターン サムターンを取り外せるものです。</p>  <p>スイッチ付サムターン サムターンについているスイッチを押し込まないと室内側から開錠できないものです。</p>  <p>サムターンカバー 既存のサムターンに取り付け可能。サムターンカバーが空回りして開錠できない状態になります。</p> 
10				玄関、門などに照明設備が設置されている	玄関や門の照明は、周囲の道路の照明を確保する上でも必要です。

(参考)

玄関や勝手口の扉や鍵には、一定の防犯性能を第三者機関が確認した「防犯建物部品等」を使用しましょう。(防犯建物部品等には、CPマークが貼付されています。このマークを確認しましょう。)




CPマーク

防犯建物部品等の玄関扉や勝手口扉には、防犯建物部品等の錠や補助錠(ワンドア・ツーロック)など上記チェックポイントの扉に関する事項は、標準装備されています。


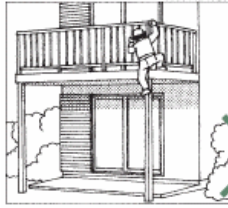
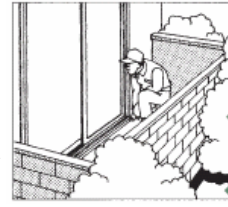
また、確実に防犯性能を向上させるには、防犯建物部品等の設置が重要ですが、玄関扉や錠の取替えまでの応急的な措置として自分で簡単に取り付けられる補助錠なども販売されています。

防犯チェックシート

2 窓

	チェック欄		点検箇所	項目	対策・解説
	適	否			
11			窓	鍵付きクレセントや補助錠がついている	窓にも防犯建物部品等を使用しましょう。防犯建物部品等には、補助錠はもちろん、建具だけでなくガラスも防犯性の高いものが使用されています。また、防犯建物部品等の面格子、窓シャッター、雨戸もあります。 確実に防犯性能を向上させるには、防犯建物部品等の設置が重要ですが、玄関扉や錠の取替えまでの応急的な措置として自分で簡単に取り付けられる補助錠などもあります。
12				防犯ガラス (P15 参照) を使用している 	

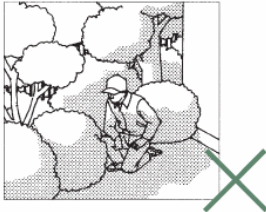
3 バルコニー

	チェック欄		点検箇所	項目	対策・解説
	適	否			
13			バルコニー	バルコニーの周辺には、下記のような足場になるようなものはない 出窓の屋根、ひさし 塀 車庫の屋根 物置 縦樋、給排水管 庭木	 X
14				バルコニーの支柱は、よじ登りが困難 (または、支柱がない)	 X
15				腰壁、手すりは、身を隠せないような見通しのよい構造である	 X

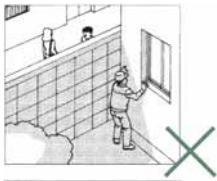

4 車庫、自転車・オートバイ置場

	チェック欄		点検箇所	項目	対策・解説
	適	否			
16			車庫等	駐車場、自転車・オートバイ置場は、道路や居室の窓からの見通しがよい	駐車場、自転車・オートバイ置場における車上荒らしや車、自転車・オートバイの盗難など、当該場所における犯罪を防止するため、また、住居への侵入路になりやすいことから、道路や居室の窓等からの見通しを確保しましょう。 また、照明設備や門扉、シャッター等(居住者以外の車の出入りや、車庫から住居への侵入の防止のため)を設ける方がよいでしょう。
17				車庫の屋根(屋根がある場合のみ)は、バルコニーや窓などへの侵入の足場とならない	また、車庫等に屋根を設ける場合は、バルコニー等への侵入の足場とならない構造、配置としましょう。
18				車庫には、照明設備が設置されている	車上荒らしや車の盗難は、夜間に発生することが多いので照明設備やセンサーライトを設置しましょう
19				車庫には、施錠可能な門扉、シャッター等が設置されている	居住者以外の出入りを制限するため施錠可能な門扉やシャッターを設置しましょう



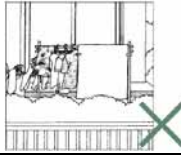


5 外回り

	チェック欄		点検箇所	項目	対策・解説
	適	否			
20			庭	植栽は、玄関、窓、勝手口等が死角にならないように適切に配置している	植栽は、玄関などが死角にならないよう配置するとともに、庭の照明は、植栽などによって死角ができないよう配置するほうがよいでしょう。 また、植栽が繁茂死角をつくらないよう定期的に剪定を行うなど日常の管理も重要です。 
21				高木(植栽している場合に限る)は、バルコニー、窓等への侵入の足場となっていない	高木は、2階のバルコニーへの侵入の足場とならないよう配慮して配置しましょう。枝を払うなど日常の管理も重要です。
22			屋外の物置	物置は、身を隠さないよう道路等からの見通しがよい	物置などの屋外に設置するものは、犯罪企図者が身を隠さないよう道路等からの見通しを確保し、住居への侵入の足場とならないような配置としましょう。
23				物置は、住居への侵入の足場となっていない	また、物置内の脚立などが住居への侵入の道具として利用されないよう施錠する方がよいでしょう。

防犯チェックシート

	チェック欄		点検箇所	項目	対策・解説
	適	否			
24			塀	塀、柵、垣等は、死角の原因となっていない	<p>塀等の設置は、敷地内への侵入を抑制するので、設置が望ましいですが、位置、構造、高さなどによっては、侵入の足場となったり、玄関や窓等が死角となることがあるので注意が必要です。具体的には、縦格子の柵、柵と生垣との併用、棘のある低木による生垣などが挙げられます。</p>  
25				バルコニー等への侵入の足場となっていない	
22			機器等 屋外	屋外に設置する機器等は、上階への足掛かりとなっていない	配管、雨樋、エアコン室外機等の屋外に設置する機器等は、上階への足掛かりにならないよう配慮しましょう。

6 ソフト面

	チェック欄		点検箇所	項目	対策・解説
	適	否			
23			戸締り	トイレや浴室の小窓、面格子のついている窓もきちんと鍵をかけている	<p>「小窓だから」、「面格子が付いているから」とトイレや浴室の窓には鍵を掛けなくていいですか？</p> <p>「頭さえ入れば、小窓でも侵入できる」というドロボーがいますのできちんと鍵をかけましょう。</p> 
24			後かたづけ	庭は、いつもかたづけている	<p>庭に足場になるようなものを出したままにしていますか？</p> <p>脚立やポリバケツなども足場になります。</p> 
25			洗濯物	外出するときは、洗濯物を取りこんでいる	<p>洗濯物を取り込まないで外出していませんか？</p> <p>暗くなっても洗濯物が干したままになっていると留守だと判断されます。</p> 
26			新聞郵便物	長期間留守にするときは、新聞などの配達を止めている	<p>長期間留守にするときに新聞や郵便物の配達をそのままにしていますか？</p> <p>新聞や郵便物の溜まり具合で長期間留守だと判断されます。</p> 
27			合鍵	外出するときは、合鍵を玄関近くに隠す	<p>外出する際に合鍵を隠していませんか？</p> <p>通常考えられる隠し場所は簡単に見破られます。</p> 

入居後にできる防犯対策取り組み事例

1 比較的簡単に設置可能な防犯機器の例

既存住宅の防犯性の向上のためには、この指針を参考に改修することが重要ですが、防犯改修を行うには、改修費用などの課題に直面します。改修を行うまでの当面の防犯対策として少しでも防犯性を向上させるため、また、防犯性を一層高めるため、比較的簡単に設置が可能な防犯機器を紹介します。

1-1 玄関扉・勝手口扉

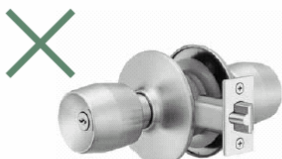


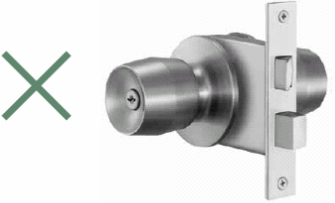
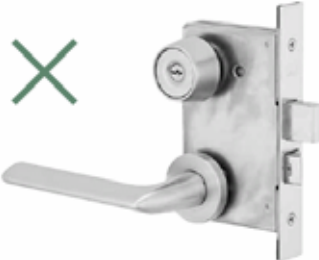
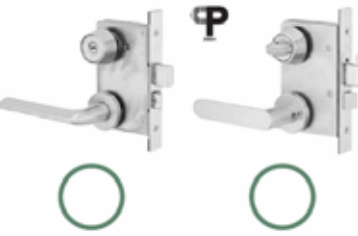
(1) 主錠

主錠として一般に使われている錠前は、大きく分けて4タイプあります。

円筒錠と本締付円筒錠は室内用の錠です。面付箱錠か彫込箱錠(いずれも防犯建物部品等)に付け替えるか、補助錠に面付本締錠(「(3)補助錠」参照)を付け加えましょう。

また、彫込箱錠は、カム送り解錠ができないタイプであることを推奨します。

カム送り解錠とは特殊な道具を用いて、直接錠ケース内部に働きかけて開錠する手口をいい、別名「バイパス開錠」とも呼ばれています。

<p>円筒錠 (シリンダリカルロック) ノブにカギ穴があるタイプ。外側からはカギ、内側からはボタンを押して施・解錠します。</p> <p>●防犯上の問題 室内用の錠です。壊れやすく、ノブごともぎとられたり、こじ開けられたりします。</p> 	<p>面付箱錠 (現行品) ドアの室内側の面に錠の機構が入った箱型のケースを取り付けるタイプ。レバーとカギ穴は別々です。外側からはカギ、内側からはサムターンを回して施・解錠します。</p> <p>●防犯性能 施錠時にドアのすき間からデッドボルトが見えなくなる錠です。</p> 	<p>面付箱錠 (防犯建物部品) ドアの室内側の面に錠の機構が入った箱型のケースを取り付けるタイプ。レバーとカギ穴は別々です。外側からはカギ、内側からはサムターンを回して施・解錠します。</p> <p>耐サムターン回し性能を有しています。</p> <p>●防犯性能 官民合同会議の試験に合格した錠です。侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した錠です。</p> 
<p>低い ← 防犯性能 → 高い</p>		
<p>本締付円筒錠 (インテグラルロック) ノブにカギ穴があり、カンヌキがあるタイプ。外側からはカギ、内側からはノブについているサムターンを回して施・解錠します。</p> <p>●防犯上の問題 室内用の錠です。カンヌキを使用していますが、ノブにシリンダーを内蔵しているため、円筒錠と同様にノブごともぎとられる可能性があります。</p> 	<p>彫込箱錠 (現行品) 錠の機構が入った箱型のケースをドア材の中に彫り込むタイプ。レバーとカギ穴は別々です。外側からはカギ、内側からはサムターンを回して施・解錠します。</p> <p>●防犯性能 サムターンを使わず室内側からカギで施・解錠できる「両面シリンダー」タイプのももあります。</p> 	<p>彫込箱錠 (防犯建物部品) 錠の機構が入った箱型のケースをドア材の中に彫り込むタイプ。レバーとカギ穴は別々です。外側からはカギ、内側からはサムターンを回して施・解錠します。</p> <p>耐サムターン回し性能を有しています。</p> <p>●防犯性能 サムターンを使わずに室内側からカギで施・解錠できる「両面シリンダー」タイプのももあります。</p> 

出典:「住まいの防犯点検・防犯改修」H17.3(財団法人都市防犯研究センター)

入居後にできる防犯対策取り組み事例 比較的簡単に設置可能な防犯機器の例

(2) シリンダー


シリンダーとは、カギを差し込んで回す部分がシリンダーです。差し込むカギのディンプルや鍵山、溝の形で一致するカギと異なるカギを識別する機構になっています。

シリンダーは、ピッキング¹に強いものに取り替えましょう。

1 ピッキング (Picking) とは、カギ穴に特殊な工具を差し込んで、錠を不正に解錠する方法

ピッキングに強いシリンダー

ピッキングに強いシリンダーは、指定建物錠²での防犯性能の表示³に耐ピッキング性能が10分以上と表示されています。また、ある程度カギの種類で見分けることができます。



The image shows two columns of keys. The left column is labeled '防犯性能が高い' (High security) and contains four keys with complex, multi-bit profiles. The right column is labeled '防犯性能が低い' (Low security) and contains four keys with simple, standard profiles.

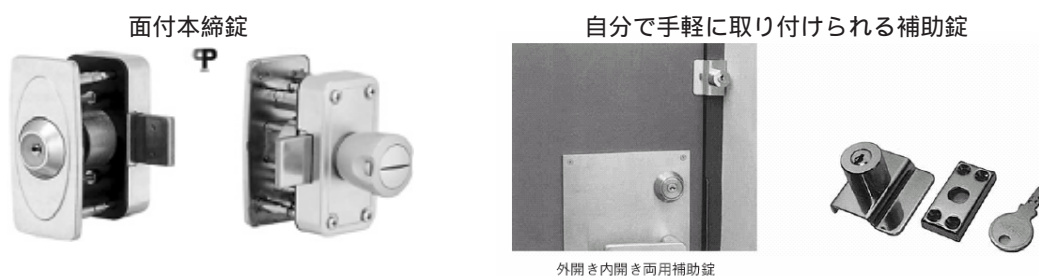
出典：「住まいの防犯点検・防犯改修」H17.3（財団法人都市防犯研究センター）

2 指定建物錠とは、住宅の玄関や建物の出入り口に使用される錠（建物錠）のうち、特に防犯性能の向上を図ることが必要とされたもの（シリンダー錠・シリンダー・サムターン）をいいます。

3 平成15年9月に施行された「特殊解錠用具の所持の禁止等に関する法律」（いわゆるピッキング法）に基づき、平成16年4月より指定建物錠には防犯性能の表示が必要となりました。錠の防犯性能は、各錠メーカーのホームページなどで確認できます。

(3) 補助錠

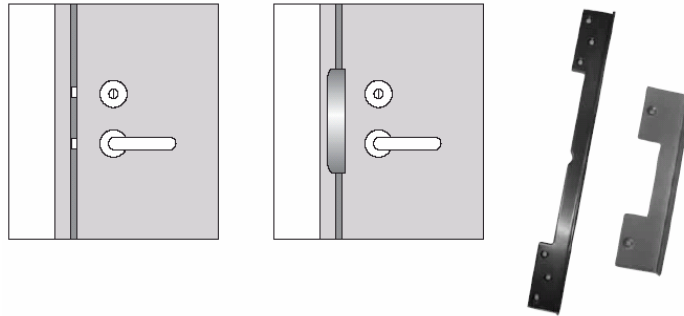
錠が2つ以上設置されていれば、侵入に要する時間もかかります。侵入盗は、時間のかかる家を敬遠します。補助錠は、面付本締錠（防犯建物部品等の錠）にすることを推奨しますが、自分で手軽に取り付けられるものもあります。取り付け位置は、床面から140cmを目安としてください。



周囲に留守であることを知らせる可能性もありますので、設置については、十分検討してください。

(4) 防犯金具（ガードプレート）

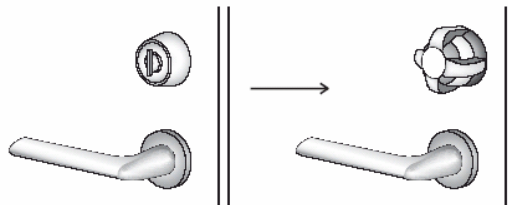
ドアとドア枠の隙間から見えるデッドボルトの状態を隠します。



(5) サムターン

指定建物錠での防犯性能表（「(2)シリンダー」参照）の耐サムターン回し性能が「あり = 5 分以上」の表示があるものに取り替えましょう。

また、既存のサムターンに取り付けるとサムターンカバーが空回りして開錠できない状態になる「サムターンカバー」も市販されています。



サムターン（Thumb-turn）：親指（Thumb）でつまんで回す（turn）ことからこの名前が付いています。

1-2 窓

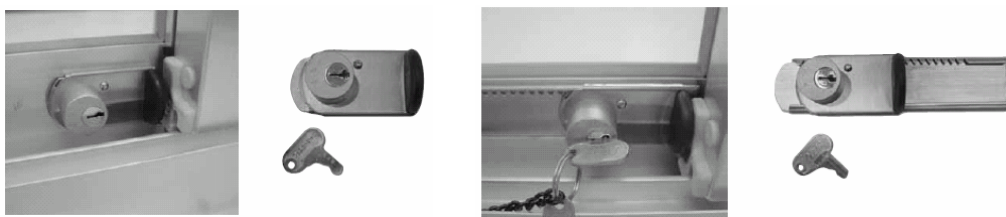
(1) 補助錠

引違いサッシにはクレセントが付いています。しかし、クレセントは、部屋の気密性を高めるための締まり金具で、錠ではありません。

ガラスを破壊して手を差し込み、クレセントを外す手口が多く、クレセントだけでは高い防犯性能は望めません。侵入されやすい箇所には必ず補助錠を設置しましょう。補助錠はクレセントから離れた位置、さらに侵入盗が作業しにくい上かまち又は、下かまちに付けるのがよいでしょう。最近では、下かまちに補助錠を標準装備したサッシもあります。

クレセント.....レバーを回転し、掛け・をフックに掛ける形で、2 枚の窓を固定する締まり金具です。

自分で手軽に取り付けられる補助錠



ホームセキュリティ

(2) 窓ガラス

防犯建物部品等のサッシに交換すれば、補助錠（「(1)補助錠」参照）も標準装備されており、窓ガラスも防犯対策されたものが使用されています。

また、既存のサッシを交換せず、窓ガラスの防犯対策を実施するには、ウィンドウフィルムを貼付する方法もあります。ウィンドウフィルムは、窓ガラスの内側に貼ることによりガラスの耐衝撃性を向上させるフィルムのことで、防犯建物部品等のウィンドウフィルムもあります。

なお、ウィンドウフィルムを使用する場合は、確実な施工が行われていることも重要です。試験に合格した際に使用された接着剤を使って施工されていることは勿論ですが、施工時に十分な水抜き、圧着、乾燥が行われていない場合や、施工後にしわや盛り上がり、気泡の残留が認められる場合、打ち破り等の攻撃を受けた際にガラスからフィルムが剥離し、所定の性能を発揮しない恐れがあるので、専門の業者に依頼しましょう。

(注意！)

「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されているウィンドウフィルムは、サッシへの呑み込み部分を含めたガラス全面に貼付けされた条件で試験に合格しているものと、サッシへの呑み込み部分を除くガラスの見え掛かり部分だけに貼付されて試験に合格したものの両方があるため、注意が必要である。

ウィンドウフィルムの例



2 ホームセキュリティ

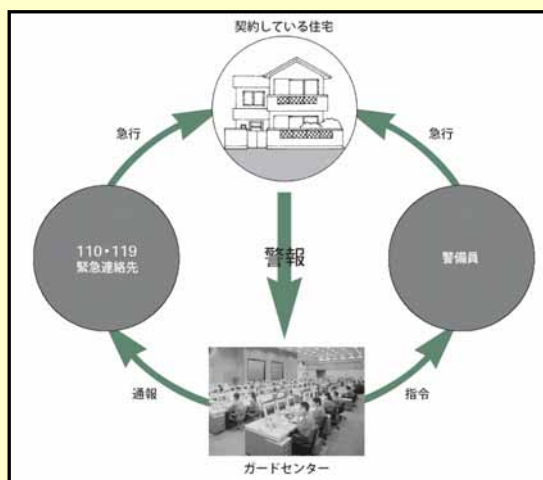
ホームセキュリティシステムとは、出入口や窓などに設置したセンサーが異常を感知すると、24 時間監視のガードセンター（センサーの異常等の情報を受信する基地）に情報が送られ、最寄りの警備員が現場に急行するシステム*です。

24 時間体制で住まいを守るホームセキュリティシステムは、これからの住まいの防犯にとって非常に重要な役割を持っています。

しかし、出入口や窓などに設置したセンサーが異常を感知してから警備員が到着するまでには、数分～数十分かかるので、基本的な防犯対策が重要なことはいうまでもありません。

ガードセンターで警報を受信してから警備員が現場に到着するまでの時間は、警備業法などによって25分以内と定められていますが、実際は住まいのある場所により実績が異なるので、警備会社に問い合わせて防犯対策の目安にしましょう。

ホームセキュリティシステムの概要



センサーの種類

<p>ホームセレクトター セキュリティシステムをコントロールする心臓部です。</p> 	<p>パッシブセンサー 人の体温（熱線）で侵入者を感知します。</p> 
<p>マグネットセンサー ドアや窓が開いたことで侵入者を感知します。</p> 	<p>無線非常ボタン 侵入者を察知した時や不安を感じたときに押します。無線機能がついて持ち運べます。</p> 
<p>ガラスセンサー ガラスに生じる特定の破壊周波数を検出します。</p> 	<p>ジャロジーセンサー ガラスルーバー専用の侵入監視センサーです。</p> 

資料

1 防犯建物部品等（CP 部品）とは

防犯建物部品等とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、騒音を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する性能を有することが公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。

(1) 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議について

警察庁及び国土交通省が平成14年11月に、経済産業省及び建物部品関連の民間団体（(社)日本シャッター・ドア協会、(社)日本サッシ協会、日本ロック工業会、板硝子協会、日本ウィンドウフィルム工業会、(財)ベターリビング等）の参画を得て「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」（以下、「官民合同会議」）が設置された。

(2) 防犯性能の基準

官民合同会議においては、建物部品の防犯性能は、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して建物部品が有する抵抗力のこととし、その具体的目標抵抗値を次のとおり定めている。

騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては、5分以上耐えること。
騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて耐えること。

官民合同会議では、以下の種別に応じた試験方法を定め、その試験に合格したものを、「防犯性能の高い建物部品目録」として公表している。

類型	種別
ドア	ドア A 種 主として3階建以下の低層住宅用ドア
	ドア B 種 主としてビル・マンション用のドア
	ガラスドア 主として勝手口用のガラス部分の大きいドア
	上げ下げ内蔵ドア 主として勝手口等に使用されるもので、室外からも施開錠操作のできる構造のドアで扉中央部の上げ下げ機能を有するもの
	引戸 主に3階以下の低層用の住宅用の玄関用引戸
	錠

防犯建物部品等 (CP 部品) とは

類型	種別
窓	サッシ
	ガラス
	ウィンドウフィルム
	雨戸
	面格子
	窓シャッター
シャッター	重量シャッター
	大間口部の出入口に使用するシャッター
	軽量シャッター
	車庫・店舗の出入口に使用されるシャッター
	シャッター用スイッチボックス
	軽量・重量シャッター用の外部に設けるスイッチボックス
オーバーヘッドドア	
	天井に沿ってスライドしながら水平に開くドア

(3) 共通標章

官民合同会議では、目録に掲載された防犯建物部品等の普及を促進するため、目録掲載品の製造者等が共通して使用することができる標章を策定している。

デザインは、Crime Prevention(防犯)の頭文字を図案化したものとなっており、パンフレットその他の広報資料等に使用できるほか、目録掲載品に貼付、カタログ等に表示される。

カタログ等においては、部品が合格した試験基準の策定年を併記することで、対応手口を明らかにすることとしているが、製品に直接表示する場合には、策定年を表示しないものを用いることができる。なお、この標章は、(財)ベターリビングの行っている優良住宅部品認定制度のマークと一体となって表示されることもある。



防犯性能の高い建物部品目録(防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議)のホームページ

<http://www.cp-bohan.jp/>

参考：(財)ベターリビングの行っている優良住宅部品認定制度のマーク



また、この目録掲載品以外でも、官民合同会議で定めた試験方法と同等の方法で、公正かつ中立な試験により、防犯性能を有していることが確かめられた部品については、侵入を防止する性能を有している部品とみなすことができる。

2 住宅性能表示制度による防犯性能評価

(1) 住宅性能表示制度は、法律に基づく制度

良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するためにつくられた住宅の品質確保に関する法律（住宅品質確保法）に基づく制度

(2) 住宅の性能に関する基準が定められています。

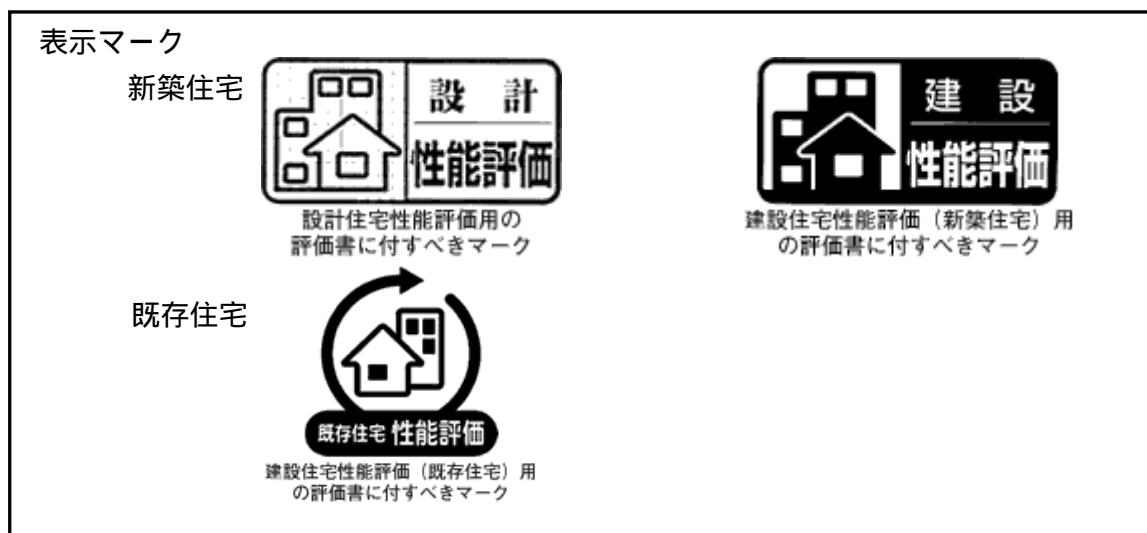
住宅の性能を表示するための基準は、国土交通大臣が日本住宅性能表示基準として定めています。また、性能の評価方法は、国土交通大臣が評価方法基準として定めている。

(3) 第三者機関の評価が受けられます。

国土交通大臣が登録する登録住宅性能評価機関（客観的な評価を実施する第三者機関）が、住宅の性能評価を行い、住宅性能評価書を交付する。

住宅性能評価書には、設計評価書と施工評価書があり、それぞれに法律に基づくマークが表示される。

この制度は、新築住宅だけでなく既存住宅にも適用されます。ただし、既存住宅についての、設計評価はない。



(4) 10分野の評価

評価は、次の10の分野がある。

- 地震などに対する強さ（構造の安定）
- 火災に対する安全性（火災時の安全）
- 柱や土台などの耐久性（劣化の軽減）
- 配管の清掃や補修のしやすさ（維持管理への配慮）
- 省エネルギー対策（温熱環境）
- シックハウス対策・換気（空気環境）
- 窓の面積（光・視環境）
- 遮音対策（音環境）

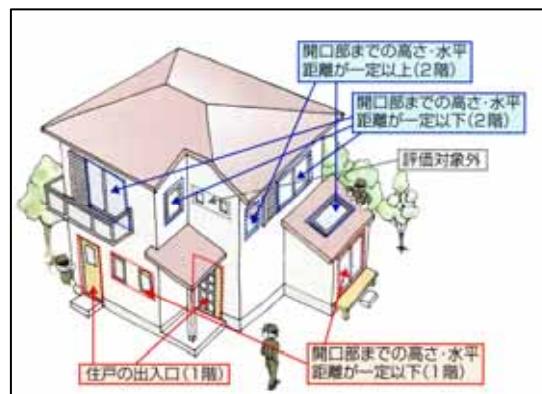
住宅性能表示制度による防犯性能評価

高齢者や障害者への配慮（高齢者等への配慮）

防犯対策

(5) 防犯対策

住宅性能評価の防犯対策は、外部開口部（ドアや窓など）について、防犯上有効な建物部品や雨戸等が設置されているかの侵入防止対策を評価する。具体的には、住宅の開口部を外部からの接近のしやすさ（開口部の存する階、開口部の種類）に応じてグループ化し、その上で各グループに属する全ての開口部について、防犯建物部品等を使用しているか否かを階ごとに表示する。外部開口部については、住宅性能評価基準を満たせば、本指針の基準も満足する。



住宅性能評価と本指針の基準との比較

対象開口部の区分	住宅性能表示	防犯に配慮した戸建住宅に係る(設計)指針
a.住戸の出入口	防犯建物部品等の扉及び錠	防犯建物部品等の扉及び錠
b.地面から開口部の下端までの高さが2 m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2 m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9 m以下であるもの。	防犯建物部品等のサッシ及びガラス	防犯建物部品等のサッシ及びガラス又は防犯建物部品等の面格子、窓シャッターなど
c.上記 a 及び b 以外の開口部	防犯建物部品等のサッシ及びガラス	防犯建物部品等のサッシ及びガラス又は防犯建物部品等の面格子、窓シャッターなど

開閉できない構造の窓については、防犯建物部品等のサッシを使用しなくても防犯建物部品等のガラスを使用すれば足りる。

3 侵入盗に関連する大阪府内の犯罪統計

侵入盗¹認知件数の推移(件)

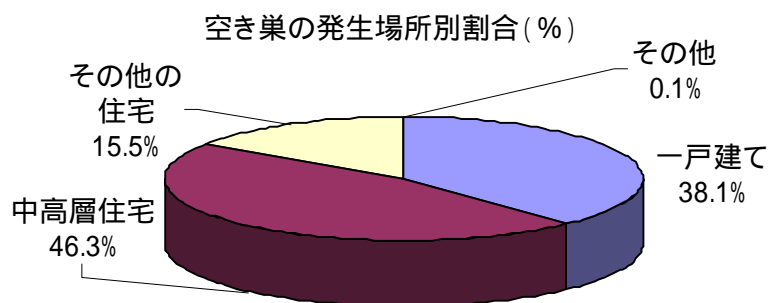
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全国	333,233	290,595	244,776	205,463	175,728
大阪	22,683	19,944	21,479	16,488	13,688

平成19年の住宅対象侵入窃盗²の状況

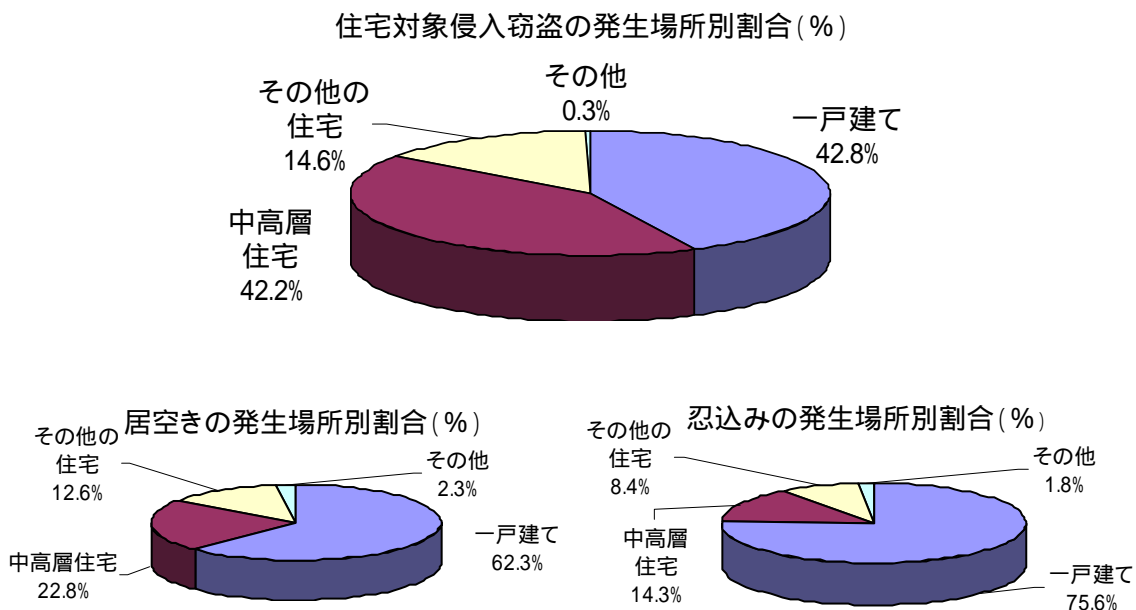
(1)住宅対象侵入窃盗認知件数

	(件)
全国	103,494
大阪	8,070

(2) 空き巣の発生場所別割合(大阪)

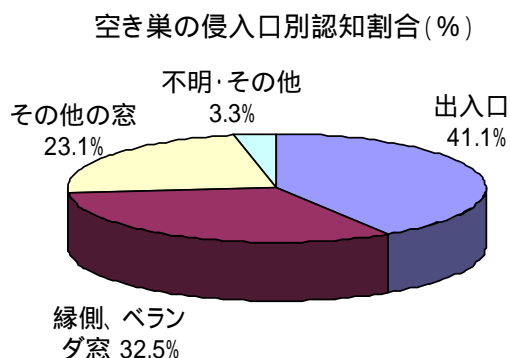


(3) 住宅対象侵入窃盗発生場所別割合(大阪)

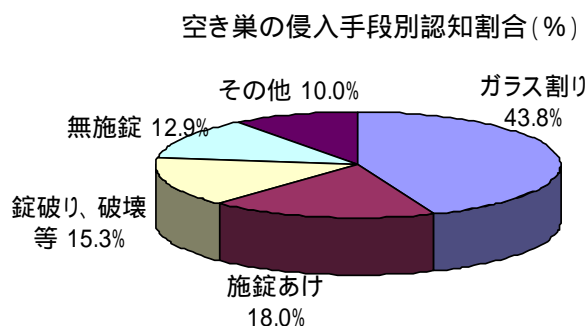


侵入盗に関連する大阪府内の犯罪統計

(4) 空き巣の侵入口別割合



(5) 空き巣の侵入手段別割合



注：ピッキングやサムターン回しは、「施錠あけ」に含まれます。

1. 「侵入盗」とは、空き巣、忍び込み、居空き、事務所荒しなどをいう。
2. 「住宅対象侵入窃盗」とは、空き巣、忍び込み、居空きをいう。
 - ・「空き巣」とは、家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいい、住宅で発生する侵入盗の中で最も多い。
 - ・「居空き」とは、家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているときに住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。
 - ・「忍び込み」とは、夜間、家人が就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。
3. 「一戸建」とは、専ら住居の用に供されている住宅で、一つの建物が一つの住宅であるものをいう。
4. 「中高層住宅」とは、1棟の中に3戸以上の住宅があり、廊下、階段及び外部への出入口を共同で使用している住宅であって、4階建て以上の鉄骨造又は鉄骨・鉄筋コンクリート造のものをいう。
5. 「その他の住宅」とは、一戸建住宅及び中高層住宅以外の住宅をいい、例えば、3階建て以下の共同住宅や、二つ以上の住宅を一棟に建て連ね各住宅が壁を共用している、いわゆる長屋建て住宅等をいう。



大阪
安全宣言。

大阪府安全安心推進会議

当指針に関する問い合わせ先

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課

TEL 06 - 6941 - 0351

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/kenshi>